

Peoples（先住民）という言葉が使われているのみならず、その固有の権利としての「自治」（self-government）が確認された。（拙稿「The Charlottetown Agreementの否決と1994年ケベック選挙」『関西学院社会学部紀要』72号 1995年3月：21—35頁 参照）冒頭に紹介したヌナブット準州の実現は、こうした精神に基づくものであることはいうまでもない。既に論じたように、憲法改正をめぐる議論のなかで、ケベックに対する配慮（譲歩）が各州の権利要求に結びつき、それが原住民を含む様々な団体の権利請求に波及したのである。1982年憲法が、州内非再生天然資源の開発・管理に対する州の権限を確認したことで、この開発をめぐって原住民とのトラブルが増加した。かれらは、土地請求権と先住民自治の要求という二つの手段で活動を展開している。（ミラー、J. R.「北部と先住民」ダグラス・フランシス、木村和男編『カナダの地域と民族』同文館 1993年）

先住民の権利に対する国家の取り組みは、その国の人権思想や民主主義の成熟を測る基準にもなりうると思われる。かくして、日本でもアイヌ民族や沖縄の問題がこの視点から論じられ始めている。一般的な教訓は、同化政策の破綻であろう。そして、その先の方向をカナダは積極的に模索しているのである。

5) 移民、難民、そして国民

法制度的にみると、カナダ国家は決して多元性原理で構築されている国家ではない。周知のとおり、カナダはいわゆる「建国の2民族」（Charter groups）がその中核であり、かれらの文化と言語が特権的な地位を持つことは憲法に明らかである。けれども、世界からの移民によって発展したこの国は、現実には著しい多元性を帯びることになった。特に、近年非ヨーロッパ系移民の流入が顕著である。

移民の歴史には、汚点ともいいくべき非人道的な出来事も少なくなかった。人種差別や偏見が大手を振ってまかり通っていた時代だったということであろう。19世紀から20世紀の変わり目には、西部の開拓に農民が必要であった。当時内務大臣であったシフトンは「羊皮のコートを着た頑丈な農

民、労働組合に所属しない農民」を歓迎すると東欧・南欧諸国からの移民を受け入れた。しかし、これに対して「英語を喋らない移民」の受け入れには不安感を抱くものもいた。かれらが、カナダやキリスト教に同化せず、自らの民族的共同体をつくることを恐れたからである。（日本カナダ学会編『史料が語るカナダ』有斐閣 1997年 234—235頁）日系カナダ人との関連では、第2次世界大戦中の「収容問題」がある。もちろん、このことは「裏切られた民主主義」としてカナダ人の反省するところとなり、1988年には補償が実現した。概して、アジアからの移民は「望ましくない国」からの移民であったから差別や規制の対象であった。

しかし、1960年代以降、カナダの移民法は徹底的に改正され、人種的・民族的偏見からより自由になった。カナダが、積極的に政治難民に移民枠を割り当てるようになったのもこの頃からである。たとえば、1975年にベトナム共産主義者がサイゴンを攻略した後、いわゆるベトナムからのボートピープルが溢れ出した。日本なども難民条約を批准して、経済大国並の難民受け入れを考え始める。1988年の世界難民白書によれば、（1975—1987年間）確かに、難民受け入れの絶対数ではアメリカが第1位であったが、国民何人で難民1人を受け入れたかという基準でみると、カナダはオーストラリアに次いで第2位であり、国民117人で難民1人を受け入れたことになる。（絶対数は223,637人）日本は、同じ時期に18,913人の難民を受け入れているが、これは国民約6600人余で難民1人を受け入れたということであり、その実績はカナダの56分の1。日本の閉鎖的な体質が如実にみてとれるのである。

国民は、一応国家に所属するという法的な身分であるが、nationality とも citizenship とも英語で表現される。前者は、国家がより民族主義的に、後者はより市民主義的に理解されていると思われるが、後者には市民権という訳語もある。カナダ国家もまた国家である限り、それをどう呼ぼうと、その成員とそうでないものとを区別しなければならない。内にあっては様々な権利義務関係、外にあっては外交保護権の問題があるからである。しかし、近年国籍の選択は個人の基本的人権